

税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 町民税係
☎476-1111(113)

◆軽自動車税の税額が変わります

●原動機付自転車および二輪車など

広報おおさきの平成26年9月号において、税額変更は平成27年4月1日からとお知らせしておりましたが、税制改正により、適用開始時期が1年延期されました。

平成28年4月1日から、税額が以下のとおりとなります。

種 別		税 額 (年 額)	
		これまでの税額	平成28年度税額
原動機付自転車	50 cc以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪 (125 cc超 250 cc以下)		2,400 円	3,600 円
小型二輪 (250 cc超)		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕用 (トラクターなど)	1,600 円	2,400 円
	その他用 (タイヤショベルなど)	4,700 円	5,900 円

●四輪以上および三輪の軽自動車

最初の新規検査(注1)の時期によって下記のいずれかの税額となります。

現行税率

平成27年3月31日までに登録された四輪車などについては、最初の新規検査から一定年数(13年)を経過するまで現行の税額(下表①)

新税率

平成27年4月1日以降に新規登録された四輪車などについては、最初の新規検査から一定年数(13年)を経過するまで新しい税額(下表②)

重課税率

平成28年4月1日現在において、最初の新規検査から13年を経過した四輪車などについては、新税率をおおむね1.2倍した税額(下表③)

種 別			税 額 (年 額)		
			①現行税率 (H 27.3.31 以前に登録)	②新税率 (H 27.4.1 以後に新規登録)	③重課税率 (最初の新 規検査から13年経過し た車両)
軽自動車三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽自動車 四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

(注1) 最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するとき
に受ける検査です。

※②、③については、平成28年度の支払い分から新しい税額になります。(ただし、②新税率については、
最初の新規検査日が平成27年4月1日の場合は、平成27年度の支払い分から新しい税額となります。)